

研究ノート

アメリカ法における精神的苦痛の故意加害の
不法行為（I I E D）の保護法益

土 平 英 俊

第1 はじめに

近年、SNS 上における誹謗中傷¹⁾が社会問題化しており、侮辱罪の法定刑引き上げや、プロバイダ責任制限法の改正などの対応がとられている。不法行為法の分野においては、損害賠償額の適正化などの救済手段の充実を図るべきであると指摘される²⁾。

具体的事実の摘示を伴ってなされる誹謗中傷は名誉毀損やプライバシー侵害の不法行為となり得る。しかし、誹謗中傷が人格否定にまで至る場合は、「社会的評価を低下させられた」という事実や、「知られたくない情報を知られた」という事実から生じる精神的苦痛以外にも、人格を否定された、屈辱感を味わされた、といったことに基づく精神的苦痛をも被っていると考えられるものの、名誉毀損やプライバシー侵害の慰謝料は、それらの精神的苦痛を填補するに足りる額には至っていない。また、具体的事実の摘示が黙示的

1) 商事法務編『インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ』4頁（商事法務、2022年。以下、「取りまとめ」という。）においては、対象者の名誉を毀損するなど人格権を侵害するもののみならず、対象者に対する否定的・消極的な事実や意見を内容とする投稿であるが人格権侵害には至らないものなども含まれるものとして、この用語を用いている。本稿においても、同様の意味合いで用いる。

2) 日弁連「侮辱罪の法定刑の引上げに関する意見書」（2022年3月17日）。

にも存在しない誹謗中傷事案では、名誉毀損やプライバシー侵害は成立せず名誉感情侵害のみが成立し得ると考えられるが³⁾、名誉感情侵害は「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて…人格的利益の侵害が認められ得るに過ぎない」というように、一定限度を超えて初めて違法評価がなされる点で、名誉に比べその保護法益は弱いものとして受け止められているようにも見受けられる。名誉感情侵害の慰謝料は名誉毀損の場合よりも低い場合も少なくない。さらに、民法723条の特定的救済は、名誉感情侵害による場合は認められないと考えられている⁵⁾。

単なるスローガンとして、名誉毀損やプライバシー侵害、名誉感情侵害の慰謝料額の適正化を掲げるのみで、果たして十分な被害回復は実現されるだろうか。何らかの理論的基礎付けを必要とするのではないか。こうした中、そもそも被侵害利益を名誉感情と捉えることが適切なのか、という指摘がされ始めている。たとえばヘイトスピーチの民事的規制に関する議論や⁶⁾、侮辱罪の法定刑引き上げに関する議論において、名誉感情とは別の被侵害

- 3) 事実の摘示を前提とする意見・論評は、名誉毀損となる余地がある（最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁参照）。他方、黙示的にですら事実摘示を伴わない純然たる意見・論評がなされた場合に名誉毀損が成立するか（純然たる意見論評によって人の社会的評価が低下することがあるのか）には争いがある。石橋秀起「名誉毀損と名誉感情の侵害」（立命館法学363・364号1315頁、2016年）、村田健介「インターネット時代における名誉・名誉感情侵害」（法学教室502号10頁、2022年）など参照。
- 4) 最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁。これに対して、名誉毀損は、当該表現が一般読者の普通の注意と読み方に照らして人の社会的評価を低下し得る意味に理解されるのであれば原則として違法である（被告において真实性・相当性の抗弁を主張立証する必要がある）と解されている。
- 5) 最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁。
- 6) 名誉や名誉感情とは異なる法益として、「平穩に生活する権利」「内心の平穩」（梶原健佑「ヘイトスピーチに対する民事救済と憲法」法学セミナー736号30頁、2016年）、「平穩生活権（住居における平穩生活する人格権）」（若林三奈「集団に対する差別的言動と不法行為一人間の尊厳と平穩生活権」法律時報93巻2号94頁、2021年）、「（差別を）理由とする侮辱や害悪の告知を受けない利益」（佃克彦「ヘイトスピーチに対する民事的規制について」法律時報94巻1号115頁、2022年）などが指摘されている。
- 7) 西貝吉晃「アメリカにおけるサイバーいじめ対策立法の刑法的側面」（日本法学85

利益として、「自尊感情」「私生活の平穩」等が指摘されている。また、インターネット上の誹謗中傷投稿の削除の文脈でも同様の指摘がされている⁸⁾。たしかに、誹謗中傷によって、名誉・プライバシー・名誉感情が害されることがあるとしても、被害者の権利・法益侵害はそれらのみで捕捉しきれものではないように思われる。先行研究での指摘のように、自尊感情や私生活の平穩などの法益侵害を観念できそうである。

では、それらの法益が観念できるとして、名誉や名誉感情とどのように区別することができるであろうか。また、名誉・プライバシー・名誉感情とは異なる法益の侵害を観念することが、慰謝料が低額にとどまっている現状に対してどのような効果をもたらすことができるのであろうか。

卷4号、2020年）は、侮辱罪の保護法益を、「精神的な自由のうちの、著しい精神的な苦痛を与えられない利益と考えるのは1つの合理的な考え方」であるとする。

また、同「サイバーいじめと侮辱罪」法時93巻10号（2021年）は、侮辱罪に関する通説の法益解釈は、「公衆の評価の低下を通じた被害者の健全な精神状態を保護」（曾根威彦『刑法各論』第5版99頁）しているに過ぎないものであり、むしろ「自身による自己に対する評価の低下を問題にすべき」とする。

法学セミナーでの特集「言論に対するゆるしと制裁」（法学セミナー 803号5頁以下、日本評論社、2021年）では、「被害者に誹謗中傷・罵詈雑言がなされることによって被害者の自尊感情が傷つけられ、精神的負荷によりPTSDなどを発症し、あるいは自殺に追い込まれる危険性…ここでは私生活の平穩といった法益が問題となっており…脅迫罪・強要罪…ストーカー行為等規制法の犯罪に類似」している、また、「私生活の平穩を侵害するような性質を有している点を正面から考慮した刑罰的規律が不可欠」であるとの指摘（深町晋也「オンラインハラスメントの刑罰的規律」同書12頁以下）や、民事責任に関して「平穩生活権や『内心の静謐』への侵害といったタイプ的人格権の問題とできるのではないか」（志田陽子「ネット言論と表現の自由のこれから」同所26頁以下）などの指摘がある。

また、ジュリストでの特集「侮辱における法の役割——侮辱罪改正を契機に」ジュリスト1573号（有斐閣、2022年）では、「自尊の侵害」（巻美矢紀「自尊としての『名誉感情』とその憲法的保護に関する試論」）や、「自己に対する不当な評価やいわれない悪意を向けられることなく平穩に生活するという人格的利益」（仮屋篤子「インターネット上の侮辱」）の侵害などの指摘がある。

- 8) 前掲注1・「取りまとめ」70頁は「これまでの誹謗中傷とオンライン上の誹謗中傷は質的に異なっており、名誉感情侵害だけで捉えきれものではなく、保護法益として私生活の平穩を付加する必要がある。」とする。

こうした疑問を念頭に、アメリカにおける、インターネット上の誹謗中傷に関する裁判例（以下、私人間における誹謗中傷で、非経済的なものを念頭に置く）に目を向けると、そこでは、名誉毀損（libel）やプライバシー侵害以外に、IIED (Intentional Infliction of Emotional Distress—精神的苦痛の故意加害。以下、「IIED」という。) という不法行為の訴訟原因が主張されている例が少なくないことがわかる。

IIED とは、極端かつ非道な行為によって故意または無謀に精神的苦痛を与えた個人によって引き起こされた深刻な精神的苦痛に対して損害賠償が認められる不法行為である。IIED はもともと、インターネット上の誹謗中傷に特有の訴訟原因というわけではないが、後述するように、他の訴訟原因では提訴困難なインターネット上の活動による損害に対処し得る可能性がある⁹⁾と指摘されている。

先行研究には、IIED はわが国の不法行為法でいう名誉感情侵害と対照可能¹⁰⁾ではないかという指摘がある。そこで本稿では、IIED の保護法益は具体的に何であり、我が国における名誉感情侵害とどのような共通点・相違点があるかを確認することとする。そして、わが国において名誉・プライバシー・名誉感情とは異なる法益として観念できる可能性があるか、そのこと

9) Catherine E. Smith, *Intentional Infliction of Emotional Distress: An Old Arrow Targets the New Head of the Hate Hydra*, 80 Denv. U. L. Rev. 1 (2002)

10) 梶原健佑「Tortious Speech（不法行為言論）の憲法学・序説～Intentional Infliction of Emotional Distress 法の『憲法化』を中心に」(上)(下) (山口経済学雑誌61巻1号93頁以下、2号59頁以下、2013年)。

同研究は、2つの連邦最高裁判決—①多数意見が、パブリック・フィギュア（公的人物。社会的に重要な問題の解決に密接にかかわったり、その名声に基づき社会全体が関心を持つ分野の行く末に関与している者。）に対する言論が問題となった事案であると捉えた *Hustler Magazine v. Falwell*, 485 U.S. 46 (1988) と、②多数意見が、言論が公的関心事に関するものであった事案であると捉えた *Snyder v. Phelps*, 562 U.S. 443 (2011)—とを踏まえて、憲法適合的な IIED 法の要件検討を行っている。

本稿は、専ら私人間における公共の利害に関わらない言論の事案を念頭に、IIED の保護法益と名誉感情侵害との比較を中心に検討するものである。

に有用性があるかの検討の足掛かりとしたい。

第2 IIEDの保護法益

1 IIEDの歴史的背景の概要

先行研究によると、英米法ではもともと、損害が些細な微々たるものであり不法行為による救済に適さないことや、客観的証明が困難であること、濫訴の危険があることなどを理由に、精神的苦痛それ自体に対する保護は否定されており、1934年の不法行為リステイトメント（以下、「第1次リステイトメント」という。）においても、故意により精神的苦痛を負わせた場合でも行為者は責任を負わない旨が規定されていたが、1930年代から故意により精神的苦痛を負わせることが独立の不法行為をなすと認識されはじめるようになり、1948年の不法行為リステイトメント（補遺）において、故意により他人に重大な精神的苦痛を生じさせた人はその精神的苦痛またそれから生じた身体的損害¹¹⁾に対して責任を負う旨の記述がなされた、とされる。

他方、旅客を侮辱した運送業者の責任が問われた事件の分野では、精神的苦痛を故意に与えたことに対する別個の訴因のようなものが登場した。当初は契約違反、すなわち、運送業者には旅客に対して礼儀正しくするという「黙示の契約」違反があるとの理屈で損害賠償が認められたが、乗客予定者がまだ切符を購入していないようなケースでは（契約違反を構成しないので）、運送人の公衆に対する特別な義務違反として不法行為であるとして認識されるようになり、被害者の被った精神的な障害が病気やその他の身体的な影響を伴わない場合でも、下品な言葉やわいせつな言葉、あるいは通常の間接的な影響を持つ人々にとって著しく侮辱的な言葉に対して運送業者に責任を負わせる、

11) この段落について、安次富哲雄「英米法における精神的苦痛に対する損害賠償」(琉大法学13号121頁、1972)、梶原・前掲注10参照。

といった判断がなされるようになったという。¹²⁾

その後、1965年の第2次不法行為リステイトメントでは、「『深刻な精神的苦痛を惹起する outrages な行為』¹³⁾に対する責任」(liability for outrageous conduct causing severe emotional distress)¹⁴⁾と題する46条が記述された。同条は、「(1) 極端かつ非道な行為 (extreme and outrageous conduct) によって、故意または無謀に (intentionally or recklessly)、他人に深刻な精神的苦痛 (severe emotional distress) を与えた者は、その精神的苦痛 (severe emotional distress) に対する責任を負い、その結果、他人に身体的損害 (bodily harm) が生じた場合は、その身体的損害に対する責任を負う。」¹⁵⁾と記述している。

さらに2012年の第3次不法行為リステイトメント—身体的及び精神的損害に対する責任—第46条では、表題が「故意又は無謀による精神的苦痛に対する加害」(Intentional (or Reckless) Infliction of Emotional Harm) と改められた。同条は、「極端かつ非道な行為によって、故意または無謀に、他人に対して深刻な精神的損害 (severe emotional harm) を与えた者は、その精神的損害 (emotional harm) に対して責任を負い、精神的損害が身体的損害 (bodily harm) を引き起こした場合は、身体的損害に対しても責任を負う」と記述している。¹⁶⁾この不法行為は、アメリカの裁判所においてほぼ普遍的に受け入れられている、とされる。¹⁷⁾

12) この段落について、WILLIAM L. PROSSER, PROSSER & KEETON ON TORTS § 12 (5th ed. 1984)。

13) 梶原・前掲注10による訳。

14) 梶原・前掲注10。

15) Restatement (Second) of Torts § 46 (1965)

なお同条2項は、前項の行為が第三者に向けられたものである場合に、その場に居合わせた者(※)に対して深刻な精神的苦痛を与えたときにも責任を負う旨、記述している(※その場に居合わせた者が、①近親者である場合は身体的損害がなくとも責任を負い、②その他の者である場合は身体的損害を生じることを必要としている)。

16) Restatement (Third) of Torts: Liability for Physical and Emotional Harm § 46 (2012)

17) Marshall S. Shapo, PRINCIPLE OF TORT LAW 4th. (2016) Ch.12.01

2 I I E D とインターネット上の人権侵害事件

「極端かつ非道」な行為によって「深刻な」精神的苦痛を与えた場合にはじめて成立する I I E D は、その厳格な要件ゆえに、必ずしも多くの事例で認定されているわけではないものの、インターネット上の人権侵害（特に偏見に基づく攻撃的な表現がなされたもの他の不法行為ではカバーできない事案）において重要な役割を果たす可能性が指摘されている。すなわち、中傷、蔑称を含む投稿に事実の摘示が含まれないために名誉毀損の成立が困難な場合や、¹⁸⁾ 摘示した情報が一般に入手可能なものであるためにプライバシー侵害が成立しない場合においては、I I E D が被害者の「精神的平穏と心の平穏」(mental tranquility and peace of mind)¹⁹⁾ を守るために機能する、とされる。

3 保護法益

(1) I I E D は何を保護法益とする責任であると認識されていたか。

第1次不法行為リステイトメントでは、「精神的・情緒的平穏」「精神的苦痛からの解放」の利益 (the interest in mental and emotional tranquility, and therefore, in freedom from emotional distress) が観念されていたが、それらの利益は、「それ自体としては、他者に対し、その妨害を意図した、または妨害を引き起こす可能性がある」と認識し得る行為を差し控えるよう要求するに十分な重要性を有するとはみなされない²⁰⁾ と考えられていた。そのため、精神的苦痛を受けたことのみを理由とする損害賠償は否定されていた（第1次不

18) アメリカでは、純粋な意見によっては名誉毀損は成立しない。

19) 前掲注9・スミスは、具体例として、白人至上主義者のウェブサイトが、地域のヘイトクライム対策委員会の委員長である白人女性について「人種差別の裏切り者」「このような裏切り者は用心すべきである」とのコメントを掲載したり、同女性の娘（同女性にはアフリカ系アメリカ人の娘がいた）を「雑種」と表現したり、また同女性のオフィスが炎に包まれたアニメーションや爆弾の作り方を掲載するなどしたことが I I E D に当たるとされた事件を紹介している。

20) Restatement of Torts § 46 comment c. (1934)

法行為リステイトメント第46条)²¹⁾。不法行為が成立するのは、例外的に、身体的接触またはそのおそれに起因して精神的苦痛が生じた場合であり、この場合の精神的苦痛は「自分自身や家族の安全に対する深刻な恐怖や不安」のように「誰もが極めて苦痛であると認識する」ものだから賠償の対象となる、とされる²²⁾。つまり、精神または感情に対する妨害は、身体的危害の危険を伴う限り、及び、身体的危害への継続的脅威により回復可能な損害に影響を及ぼす限りにおいてのみ、重要であるとされていた²³⁾。

(2) 精神的苦痛が賠償の対象外とされた理由の1つは、問題となっている利益が金銭的に評価できないためであると考えられていたことにある。「訴えられた不法行為が、精神的苦痛や不安だけを原因とする場合、法はそれを評価することはできないし、救済しようとし²⁴⁾ない」などと言われていた。

しかし、第1巡回区控訴裁判所判事で、第2次リステイトメント編纂時のアドバイザーであるカルバート・マグルーダーは、1936年の論文²⁵⁾において、一般的な書物では上記の命題が挙げられていることは事実であるし、コモン・ローが「心の平穏という利益」(the interest in one's peace of mind)をた

21) 第1次不法行為リステイトメント46条は、「精神的苦痛のみを意図した行為」(Conduct Intended to Cause Emotional Distress Only)と題し、「第21条から第34条および第48条に規定される場合を除き、意図した、または意図していなかったとしても他人に精神的または感情的な障害(a mental or emotional disturbance)のみを与える可能性のある行為は、行為者に対し、(a)それにより生じた精神的苦痛(emotional distress)または(b)そのような妨害から予期せず生じた身体的危害の責任を負わせない。」と記述していた。第21条から第34条は、行為者による有害または攻撃的な接触(contact)のおそれ(apprehension)によって精神的な障害が生じた場合の責任である。

22) 前掲注20・Restatement of Torts § 24 comment c.

23) 前掲注20・Restatement of Torts § 312 comment a.

24) Lynch v. Knight, 9 H. L. Cas. 577, 598 (1861)におけるフレーズであり、裁判例で度々引用された。

25) Calvert Magruder, *Mental and Emotional Disturbance in the Law of Torts*, 47 Harv. L. Rev. 1033 (1936).

とえ意図的な侵害からであっても、「一般的かつ独立した法的保護に値するものとして認めることに消極的であったことは事実である」としつつ、しかしながら、原告に苦痛を与えるために非道な行為がなされたような数々の裁判例では、次第に裁判所は感情や情動（feelings and emotions）に対して広範な保護を与えてきており、他の損害の要素がない場合でも精神的・情緒的苦痛に対する賠償が認められている、とする。そして、このことは、法が「精神的・情緒的平穩の利益」（the interest in mental and emotional tranquillity）を段階的に保護してきていることを示している、とする。そして「裁判所は、重要な人格的利益（interest of personality）に対するより深刻な侵害を救済するために、顕著な適応能力を示してきた」のであり「もはや、『訴えられた不法行為が、精神的苦痛や不安だけを原因とする場合、法はそれを救済しようとしめない』という上記の命題は真実ではない」と結論づけている。

(3) 20世紀のアメリカでもっとも著名な不法行為学者と言われ、リステイトメントの首席レポーターでもあるウィリアム・プロッサー²⁶⁾は、1939年、「精神的苦痛の故意の侵害：新しい不法行為」と題する論文において、法律はかつては、たとえ意図的な侵害であっても心の平穩という利益（the interest in peace of mind）を独立の保護法益として受け入れることに消極的であったが、他方で医学の分野では以前から悲しみ、不安、怒り、羞恥心も、それ自体が「身体的」傷害であると認識していた、と述べる。そして、法律が「精神的な」利益を保護しようとすると架空の詐欺的請求がなされるなどの反論もなされるものの、「しかし、これは真に深刻な精神的傷害の回復を否定する理由としては不十分である」と述べた。そして、いくつかの事例を通じて、身体的接触やその未遂が存在しない限り精神的苦痛に対する賠償が与えられないことの不合理さを説き、非道な行為によって極度の精神的苦痛を意図的に与えることは、別個の独立した不法行為として扱われることになるだ

26) William L. Prosser, *Intentional Infliction of Mental Suffering: A New Tort*, 37 Mich. L. Rev. 874 (1939).

ろう、と結論づけた。

プロッサーによれば、極端で非道な行為によって精神障害を意図的に与えること自体が訴因となることが認識されるようになったのは、1930年頃からであるという²⁷⁾。前述したように、1934年の第1次リステイトメントでは、こうした行為が不法行為であるとはされていなかったため、そうした判例の考え方が共通認識として形成されていたとまではいえなかったのであろうが、個々の裁判例のレベルでは不法行為との認識が存在したのである。

その後プロッサーは、1941年の「HANDBOOK OF THE LAW OF TORTS」において、2つの不法行為訴訟—「精神的動揺を引き起こす言動」(Words and Acts Causing Mental Disturbance)と題する類型と、「その他の不法行為」として「プライバシーの権利」と題する類型—を記載し、その後、前者が「精神的苦痛の故意加害」(IIED)と改められた。

(4) こうした中、1948年のリステイトメント(補遺)で、前述の46条が変更されるに至る。46条は、「特権がないにもかかわらず、故意に他人に深刻な精神的苦痛を与えた者は、(a) そのような精神的苦痛に対して、(b) その結果生じた身体的損害に対し、責任を負う」と改められた。

46条の変更理由についてリステイトメントは、「1934年以降に登場した判例は、深刻な精神的苦痛からの自由という利益(the interest in freedom from severe emotional distress)が故意の侵害から保護されることを立証している」こと、それらの判例が近時の文献で十分に検討されていることから、「現在のアメリカ法を正確にリステイトするために、46条の変更が必要である。今日の米国では、精神的苦痛からの自由という利益に対して、ますます多くの保護を与えようとする明確な傾向がある²⁸⁾」と述べている。

ここで重要と考えられるのは、利益の重要性に関する従前の評価が180度転換されている、という点である。「深刻な精神的苦痛からの解放という利

27) 前掲注12。

28) Restatement of the Law, 1948 Supplement 616.

益 (the interest in freedom from severe emotional distress) は、それを侵害することを意図した行為を控えるよう他者に要求するのに十分な重要性を持つものとみなされる。」と述べられている。特に、同利益の侵害が不法行為となる理由について「その利益を侵害された者が被る損害は、身体的完全性の利益 (the interest in bodily integrity) やその他の法的に保護された利益を侵害する不法行為よりも本人にとってははるかに深刻 (far more serious) であることが多い」とされている。²⁹⁾

(5) 1965年の第2次不法行為リステイトメントにおいても、「不快な感情から解放される利益 (interest in freedom from disagreeable emotions)」は比較的最近まで、意図的な侵害であっても訴えられるほど重要なものだと認識されておらず、他の法的に保護された利益の侵害に対し責任が生じる場合に損害賠償の要素として考慮されるという間接的な保護しかなかったが、近年は保護の対象となってきている、とする。³⁰⁾

(6) 2012年の第3次不法行為リステイトメント—身体的・精神的損害に対する責任 (第2次リステイトメントはその後順次部分的に改訂がなされた) では、「精神的損害に対する責任」と題する章を置き、そこに、第46条を記述し (前述のとおり、表題が I I E D とされた)、さらに、“第2次不法行為リステイトメントの発表以降に裁判所が過失により精神的損害のみを生じさせたような場合にも責任を認めるようになった”と述べて、過失に基づく一定の場合の責任を定める47条及び48条も記述した。

これらについて第3次リステイトメントは、「裁判所は、合理的な人 (reasonable person) であれば誰でも深刻な精神的損害を被るような状況である場合、損害の重大性や損害の影響が被害者の日常生活の活動を制限する場合、及び責任の範囲が十分に限定されている場合には、責任に同情的であ

29) 前掲注28・§ comment d.

30) 前掲注15・Restatement (Second) of Torts One 2 Intro. Note.

る」とし、「本章は、純粋な精神的損害に対する回復の自由化を反映したものである」とした。そして、プライバシーの侵害などの不法行為は、精神的平穩に関する利益 (the interest in emotional tranquility) のうち「明確な側面を保護するもの」であるのに対し、46条から48条は、身体的危害に対するものと、精神的な平穩という区別のない利益を保護するもの (for physical harm and those protecting an undifferentiated interest in emotional tranquility) だけを取り上げている、³¹⁾としている。

4 法益の具体的内容－重要性、他の法益との異同

(1) 法益の重要性

以上みてきたように、当初は独立の保護が与えられていなかった「精神的・情緒的平穩の利益」「精神的苦痛からの解放という利益」(第1次不法行為リステイトメント)は、時代の変化に伴い、その後不法行為上の保護法益であると認識されるに至った。もっとも、その法益の性質自体が変化したわけではないようである。すなわち、第1次リステイトメントとリステイトメント補遺とで念頭に置かれている保護法益は、「深刻な」(severe)、の語が付加されているものの、「精神的苦痛からの解放という利益」(the interest in freedom from emotional distress)という性質自体は変更がない。

そして、「深刻な」の語が付加されているのは、「精神的苦痛からの解放という利益」のうち、一定の重要性を持つもの、言い換えれば、当該利益の中核部分こそが不法行為の保護を受ける適格があることを示すものと言えよう。右の中核部分は、それを侵害することが「身体的完全性の利益 (interest in bodily integrity) やその他の法的に保護された利益を侵害する不法行為よりも本人にとってはるかに深刻 (far more serious)」と言える領域のものである。

この点に関して、アメリカでは、IIED は人間の尊厳に関わる不法行為で

31) 前掲注16・Chapter 8 scope note.

ある一すなわち、“Dignity”³²⁾に関する不法行為、または“Dignitary tort”³³⁾と位置付けられることがある点が注目される。

ケネス・S・エイブラハムは、プロッサーが初期の段階から I I E D とプライバシー訴訟を扱っていたことから、彼がこれらの共通の特徴に関心を持ち、それらをヨーロッパの不法行為法における「人格権」のようなもの（ヨーロッパでは、個人の多様な人格的価値、生命的利益、環境との関係との関係において具体的な形を生み出す「源泉の権利」としての意味を有する「人格権」(the right of personality) 概念が存在した) を保護する一般的な訴えに集約することを視野に入れていたことがうかがえる、と指摘している。³⁴⁾ またエイブラハムは、1940年代から1950年代にかけて、精神的苦痛 (mental suffering) の救済の気運が高まっていたのは、人間の尊厳 (human dignity) という概念の共鳴の高まりに基づくものであったろう、とも述べている。

このような点も加味すると、I I E D は「精神的・情緒的平穏の利益」「精神的苦痛からの解放という利益」全般を保護するというよりは、そのうち、人間の尊厳に影響する程度の重要性を持つ中核部分を保護するものである、と捉えることができる。

アメリカでは、名誉毀損の不法行為と区別される概念として、侮辱 (insult) があるが、人の自尊心に対する侮辱行為ではあるが、ほとんどの州では不法行為の訴因とならないとされる。³⁵⁾ これは言わば、精神的・情緒的平穏の利益のうち上記中核部分ではない、周辺部分の保護が対象となっているからだと考えることもできるのではないだろうか。言い換えれば、「精

32) 前掲注17・シェイポは「人間の尊厳」(human dignity) を保護する不法行為」と表現している。

33) Cristina Carmody Tilley, *Rescuing Dignitary Torts from the Constitution*, 78 *Brook.L. Rev.*(2012)

34) バージニア大学ロースクール教授で、第3次リステイトメント編纂時のアドバイザー。

35) Kenneth S. Abraham & G. Edward White, *The Puzzle of the Dignitary Torts*, 104 *Corn. L. Rev.* 317 (2019).

36) 前掲注17・シェイポ Ch.66.01(B)

神性的・情緒的平穩の利益」「精神的苦痛からの解放という利益」には、コア(核)となる領域と、フリンジ(周縁)の領域があり、IIEDはそのコア領域を保護する不法行為である、ということである(以下、それぞれ「中核領域」「周縁領域」と言う)。

(2) 名誉毀損との異同

名誉毀損の不法行為も“Dignitary tort”と呼ばれるが、では、IIEDの保護法益は名誉毀損の保護法益とどのように違うか。この点、IIEDは「恥辱、屈辱、無礼」からの保護を図っている点で名誉毀損と異なる、という指摘がある。エイブラハムは、一般的に用いられている“Dignitary”の語は、その利益の性質や範囲などの説明なしに言及されることが多く事実上全く分析されておらず、Dignitary tortと呼ばれるものが保護しようとする法益には多様なものがあるとしたうえで、このうちIIEDは「恥辱、屈辱、無礼」からの保護を図っている、と述べる。そして、恥ずかしさや屈辱に関わる不法行為としては名誉毀損も同様であるが、名誉毀損においては恥ずかしさや屈辱などは二次的な法益であり、名誉毀損の場合は、被告による表現の結果として他者(第三者)が原告をどのように認識するかという点に焦点を当てているが、屈辱、無礼は、そのような表現の結果である場合もあれば、そうでない場合もあり、それらの発生から保護することは不法行為の中心的な対象ではない、名誉毀損が保護しようとしているのは他者への評価の低下の利益である、と述べる。³⁷⁾すなわち、名誉毀損の保護法益は、第三者の原告に対する認識であるのに対して、IIEDの保護法益は、原告自身の感情である点で区別されている。

この点に関して、マグルーダーも前述の論文で、「通常、名誉毀損訴訟で保護される第一の利益は評判(reputation)である」が、「評判が傷つけられれば精神的苦痛(mental distress)を受けるのは当然であるが、いずれにせよそれは、精神的平穩の利益(the interest in mental tranquillity)と同一ではな

37) 前掲注35。

い。」とも指摘する。名誉毀損において「保護される根本的な利益は、感情の完全性ではなく、評判の1つであることに注意すべきである」と述べるものもある。³⁸⁾

このような意味で、IIEDの保護法益は、名誉毀損の保護法益とともに dignitary に関する利益であるという点で共通性があると認識されているものの、尊厳を構成する側面が異なるため保護法益そのものは別だということである。

第3 若干の検討

以上を踏まえて、我が国において、IIEDの保護法益とわが国の名誉感情侵害との共通点・相違点を確認し、同様の法益をわが国の不法行為法のもとで観念することができるか、そのことに有用性があるかにつき若干の検討を行う。

1 わが国の「名誉感情侵害」との共通点、相違点

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価であり、それを侵害しても民法723条の特定の救済（「名誉を回復するのに適当な処分」）は認められないような利益である。³⁹⁾そして、名誉感情侵害行為が存在するだけで直ちに違法となるわけではなく、「社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて…人格的利益の侵害が認められ得る」ものである。⁴⁰⁾

38) 前掲注17・シェイポ Ch.66.01(B)

39) 前掲注5・最判昭和45年。

40) 前掲注4の最判平成22年。「このような記述は、…侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて…人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない」。

前述のとおり、IIEDの法益である「精神的・情緒的平穩の利益」「精神的苦痛からの解放という利益」が「恥辱、屈辱、無礼」からの保護を内実とするものであるとすれば、名誉感情の法益である主観的評価・主観的名誉とは、いずれも人の内心に関わる利益であり、屈辱感などの主観的感情を保護するという点で、共通性がある。また、加害行為が社会通念上の許容限度を超えて初めて不法行為が成立するという点は、IIEDが「故意」による「重大な」精神的苦痛のみを保護するものであるという点とも共通性が見いだせる。

他方、IIEDの保護法益が、ヨーロッパにおける人格権に相当するもので、人間の尊厳に関わる利益であるとか、その侵害は身体的完全性の利益よりも深刻であるといった捉え方がされている点は、わが国における名誉感情の捉え方とは異なるように思われる。わが国では、人格的利益のうち身体的利益(生命・身体・健康や身体の自由・性的自由)は絶対権、⁴¹⁾その他の狭義の人格的利益(名誉権やプライバシー)は非絶対権と整理されるのが一般的であると思われ、名誉感情侵害は、そこまでの位置付けは与えられていない。この点はどう考えるべきか。

そもそも、名誉感情侵害は、なぜ「社会通念上許される限度を超える」か否かが基準となっているか。言い換えれば、侮辱は一転限度甘受しなければならない、ということになるが、それはなぜか。この点については、客観的な基準の必要性が述べられる。⁴²⁾ たしかに、人の内心に関わる利益のうち周縁領域においては、その通りであろう。しかし、中核領域においては、絶対

41) 窪田充見編『新注民法(15)債権(8)』319頁〔橋本佳幸〕(有斐閣、2017)

42) 前掲注1・「取りまとめ」第4回議事録20頁の森田教授の発言。「名誉感情の侵害というのは、被侵害利益から見れば、本来は人ごとに違ってくるはずのものではないかと思います。しかし、そうなると、侮辱した側から見ると、相手方が傷つきやすい人というのを知らないで一定のことを言ってしまうと、同じ程度の表現行為であったとしても、違法行為とされる場合とそうでない場合とがあったりして、表現行為の萎縮をもたらすことになるので、ある程度相手方の主観的な評価から離れて、社会通念上許される限度を超えるか否かというところで線を引かざるを得ないという議論の構造になっているのではないか」。

権侵害を構成すると考える余地もあるのではないだろうか。IIEDの保護法益と名誉感情侵害の保護法益は、周縁領域においては重なり合っているが、中核領域が念頭に置かれているか否かという点では、異なるように思われる。

こうした考え方に対しては、次のような指摘が考えられる。すなわち、IIEDにおける「極端かつ非道」「故意」などの概念は、わが国の不法行為法でいえば保護法益ではなく行為態様を指しており、結局のところ、“社会通念上許される限度を超えて名誉感情を侵害した”ということと、“極端かつ非道な行為によって、故意または無謀に他人に深刻な精神的苦痛を与えた”ということは実質的には同じことを言っている、したがって保護法益自体は名誉感情侵害と異なるところはないのではないか、という指摘である。

この点については、たしかに「故意」等の概念は行為態様に関する要件という側面を持つと言えるが、以下のような意味で、保護法益と切り離して考えることのできない、保護法益に関わる要件であるとも考えられる。

それは、身体に対する加害が行われる場合と精神に対する加害との違いに基づくものである。すなわち、身体に対する加害の場合は、その客観的状況が同一である限り、加害者の行為が故意であろうと過失であろうと、被害者に生じる権利侵害及び損害もまた同一である（たとえば、後続車が追突して交通事故が起きたとき、後続車の衝突が意図したものであろうと過失によるものであろうと、スピードや衝突位置が同じである限り、生じる受傷には変わりはない）。一方、精神に対する加害の場合は故意か過失かによって法益侵害は変わり得る。たとえば人を侮辱する発言が同じようになされた場合であっても、行為者が相手に精神的苦痛を与えることを積極的に意図してなされた場合と、行為者がそのような発言をしたのが誤解に基づいていた場合（誤解が重過失に当たるような場合は除く）とでは、たとえ客観的状況は同じでも、被害者の精神的苦痛は異なるはずである。

このように考えると、「精神的・情緒的平穩の利益」には、過失によって侵害され得る領域と、故意行為によってでしか侵害できない領域が存在す

るのではないかと思われるのである。したがって前者は、原則として違法評価を受けないが、後者はその侵害は直ちに違法と評価され得る。

また、このように考えることで、裁判官による慰謝料算定上も影響を及ぼすことができる。実務上、交通事故により後遺障害が生じた場合の慰謝料の算定の際、自賠法上の後遺障害等級を基礎とされており、そこには、人の労働能力の低下の程度に応じて精神的苦痛の多寡を仮定するという考え方が現れている。同様の発想に基づけば、人の精神の中核に対する加害と周縁部分への加害とで精神的苦痛に多寡が生じると考えることは可能であり、IIEDの保護法益に相当するものを侵害した場合は、名誉毀損や名誉感情侵害とは異なる多額の慰謝料が生じると考えることができるであろう。

以上のように、IIEDの保護法益は、周縁領域においては名誉感情侵害と共通するが、中核領域は名誉感情侵害とは異なるものであり、慰謝料算定にも一定の影響を及ぼし得るものと考えられる。

2 わが国の名誉毀損との相違点

アメリカ法では、IIEDの保護法益は、名誉毀損の保護法益である評判の利益と異なるものとして観念されていた。

我が国において、名誉毀損の保護法益は「社会的評価」の低下であるとされる。この“社会的評価の低下によって生じる精神的苦痛”と、加害者の表現によって（社会的評価の低下を伴わないが）“意図的に深刻な精神的苦痛を与えられたことによって生じる精神的苦痛”は、我が国においても、区別可能である。

そうすると、名誉毀損事案においても、社会的評価の低下と同時に、意図的に深刻な精神的苦痛を与えられることはあり得る（利益の侵害が同時に生じる）。したがって、名誉毀損事件においても慰謝料を別途算定可能となる。

43) たとえば、後遺障害等級1級の場合は2800万円、2級なら2370万円、3級は1990万円…14級は110万円、というような一定の基準が存在し、それを基礎に算定されている。

このことは、慰謝料が低いとされる名誉毀損事案において、一定の解決策となる可能性がある。

3 損害との区別

IIEDの保護法益は権利・利益侵害要件の問題ではなく、「損害」そのものではないのか、という疑問もあり得るところであるので、この点についても若干の検討を行う。

この点については、同じ人格的利益の侵害である名誉毀損において、権利・法益侵害と損害との関係をどう理解するかにもかかわる。そこで、この論点に関して参考となる、名誉毀損における損害とは何かというテーマに関する最判平成9年5月27日⁴⁴⁾を取り上げたい。この事件では、「名誉毀損とは、…社会的評価を低下させる行為のこと」であり①、名誉を毀損する内容の新聞が発行され「閲読可能な状態になった時点で、右記事により事実を摘示された人の客観的な社会的評価が低下するのであるから、その人が当該記事の掲載を知ったかどうかにかかわらず、名誉毀損による損害はその時点で発生している」ことになり②、「したがって、上告人は、本件記事の掲載された新聞が発行された時点で、これによる損害を被ったものと言うべきである」③という判断が示された。この判例は、「具体的な精神的苦痛を被ったこと⁴⁵⁾をもって損害の発生とする、という見解」を採らなかったものである。

上記判示を、民法709・710条の要件に即して理解すると、どう理解できるか。

1つの考え方は、社会的評価の低下という事実そのものが「損害」であるとする見方である。上記の判示②③部分は、社会的評価の低下の時点で損害が発生すると述べており、あたかも、社会的評価の低下という事実そのものが「損害」であるとするかのようである。

44) 民集51巻5号2024頁。

45) 近藤崇晴・平成9年度判解648頁。

もう1つの考え方は、社会的評価の低下はあくまで「権利・法益侵害」要件であり、それと「損害」は別であるとする見方である。

709条は、故意過失「によって」権利・利益を侵害したこと（以下、「因果関係①」という）と、「これによって」損害が生じたこと（以下、「因果関係②」という）の、2つの因果関係を含んでいる。このことを念頭に上記判示を読むと、「名誉毀損とは、…社会的評価を低下させる行為」であり名誉を毀損する内容の新聞が「閲読可能な状態になった時点で、…人の客観的な社会的評価が低下する」と述べる部分（上記①と②前半）は、因果関係①を述べており、「その人が当該記事の掲載を知ったかどうかにかかわらず、名誉毀損による損害はその時点で発生している」「本件記事の掲載された新聞が発行された時点で、これによる損害を被ったもの」と述べる部分（上記②後半と③）は、因果関係②を述べている、という理解が可能であり、適切であろう。つまり最判平成9年は、名誉権の侵害（社会的評価の低下）が権利・法益侵害要件を構成し、それによって生じた抽象的な精神的苦痛が損害要件を構成する、と捉えていると考えられる。

このこととパラレルに考えると、「精神的・情緒的平穩の利益」が害されることと、それによって精神的苦痛という「損害」が生じることは別である、と考えることも可能と思われる。そして、この精神的苦痛は、名誉毀損のそれが「その人が当該記事の掲載を知ったかどうかにかかわらず」発生するのと異なって、自身について書かれたということを「知ったことによって」発生する精神的苦痛であるから、前述のように、名誉毀損による慰謝料とは別途算定可能と考えることができる。

4 おわりに

アメリカ法の IIED の保護法益は、人間の尊厳に関わる利益として捉えられていた。冒頭で述べたように、名誉感情とは別の被侵害利益として、「自尊感情」「私生活の平穩」等の利益が指摘されているが、いずれのように捉

えるにせよ、インターネット上の誹謗中傷事案への対応を念頭に置いたときには、人間の尊厳に関わる法益の侵害が問題となっていると捉えることが重要である。その意味で、現状のわが国の名誉感情侵害に関する捉え方には不十分な面があるように思われる。IIEDは、その保護法益や損害論においてわが国の名誉感情侵害とは異なる観点を示しており、誹謗中傷事案の対応について一定の理論的示唆を与える可能性を秘めているように思われる。

名誉毀損、名誉感情侵害では把握しつくせない法益の侵害は、事実として生じている。そこに焦点を当てて、理論的基礎が構築できるよう、本稿での検討を足掛かりに更なる検討を進めたい。

以上

